

国民健康保険の被保険者の方へ

● 限度額適用認定証と 限度額適用・標準負担額減額認定証について
入院などの高額な医療費が見込まれる場合には、あらかじめ「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の方が入院をする場合に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、入院時の食事代の自己負担が減額されます。
「標準負担額減額認定証」については、入院期間が90日を超えた場合、再度申請をすると入院時の食事代がさらに減額となる場合があります。(詳しくは国保係へお問い合わせください。)

交付される認定証の区分と、証の色

Table with 3 columns: 住民税課税世帯, 70歳未満の被保険者, 70歳以上の被保険者. Rows: 住民税課税世帯, 住民税非課税世帯.

(注1) …所得区分現役並みⅠ及びⅡの方は 限度額適用認定証(りんどう色)を交付

現在お使いの限度額適用認定証、標準負担額減額認定証については、令和4年8月1日から使用できません。更新が必要な方は申請をしてください。

◆申請・更新に必要なもの

- 保険証
● お持ちの認定証(更新の方)
● 3ヶ月分の病院の領収書、入院期間の証明書など(入院が90日を超えた場合)

申請は住民生活課保険窓口(国保係)で受け付けています。

※所得の申告をしていない方は、所得の申告をしないと認定証が交付できません。

※特別な事情がないにも関わらず国保税を滞納している方には認定証は交付されません。

問い合わせ先

住民生活課 保険窓口班 秋山

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)について

【給付対象者】

- ① 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の給付を受けている者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者(申請不要)
② ①のほか、対象児童(18歳年度末までの子(障害児については20歳未満))の養育者であって、以下のいずれかに該当する者(要申請)
1 令和4年度分の住民税均等割が非課税である者
2 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が

非課税である者と同様の事情にあると認められる者
※令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象となります。

【給付額】

児童1人当たり一律5万円

問い合わせ先

地域福祉課 福祉介護班 岡崎

新型コロナウイルスワクチン4回目追加接種の接種券発送について

新型コロナウイルス4回目追加接種が始まります。
4回目追加接種の対象者は、3回目接種から5ヶ月が経過した次の方です。
① 60歳以上の方
② 18歳から59歳で、基礎疾患を有する方
その他 重症化リスクが高いと医師が認める方



①に該当する方には、3回目接種から5ヶ月を目途に順次、接種券を郵送しています。3回目接種と同様に、接種会場、接種日をあらかじめ割り当てていますので、黄色の封筒が届いたら必ずご確認ください。
なお、接種はご本人の希望によるものですので、接種を希望しない場合は、健康づくり班までご連絡ください。

3回目接種を受けられた18歳から59歳の方には、基礎疾患等についてのお知らせを郵送しています。②に該当し、4回目追加接種を希望される方は、接種券を発行しますので、健康づくり班までご連絡ください。
初回接種(1・2回目)、3回目追加接種を受けていない方で接種を希望する場合は、健康づくり班まで

第9投票区の投票所変更

変更前

葛原集会所 (津家、葛原、川口南)

変更後

大豊町役場 (津家、葛原、川口南)

第13・14投票区の統合

変更前

第13投票区投票場所: 久寿軒公民館 (久寿軒、北川一区、北川二区)
第14投票区投票場所: 旧天坪小学校校舎1階 (戸手野、本村、峰、馬瀬、枯谷)

変更後

第13投票区投票場所: 旧天坪小学校校舎1階 (久寿軒、北川一区、北川二区、戸手野、本村、峰、馬瀬、枯谷)

空き家活用のための改修等を支援します!

大豊町は、空き家の活用と移住定住の促進を図るため、空き家の改修等に要した費用の一部を予算の範囲内で補助します。

【補助対象者】

空き家の所有者及び購入予定の所有者

【補助金交付要件】

- ① 改修後の上部構造評価が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの。
② 個人が所有されている空き家であること。
③ 補助事業完了後10年以上町ホームページ等に空

国民健康保険の被保険者の方へ

● 限度額適用認定証と 限度額適用・標準負担額減額認定証について
入院などの高額な医療費が見込まれる場合には、あらかじめ「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の方が入院をする場合に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、入院時の食事代の自己負担が減額されます。
「標準負担額減額認定証」については、入院期間が90日を超えた場合、再度申請をすると入院時の食事代がさらに減額となる場合があります。(詳しくは国保係へお問い合わせください。)

交付される認定証の区分と、証の色

Table with 3 columns: 住民税課税世帯, 70歳未満の被保険者, 70歳以上の被保険者. Rows: 住民税課税世帯, 住民税非課税世帯.

(注1) …所得区分現役並みⅠ及びⅡの方は 限度額適用認定証(りんどう色)を交付

ぜひ相談ください。

問い合わせ先

地域福祉課 健康づくり班

子宮頸がん予防接種(HPVワクチン)を 自費で受けた方に対する償還払いについて

子宮頸がん予防接種は、平成25年6月から令和4年3月31までの間、予防接種を受けるよう積極的に勧奨することを控えていました。積極的勧奨を控えていた時期に定期接種を受けるのを見送り、定期接種の年齢(高校1年生相当)を過ぎてから、自費で子宮頸がん予防接種を受けた方に対して、接種費用の払い戻し(償還払い)を行います。左記の①～⑥全てに該当する方は、申請期間中に担当までご連絡ください。

【対象者】

- ① 令和4年4月1日時点で大豊町に住民登録がある方
② 平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた女子
③ 16歳となる日の属する年度の末日までに、子宮頸がん予防接種を完了していない方
④ 接種日が、17歳となる日の属する年度の初日から令和4年3月31日までの間の方
⑤ 使用したワクチンがサーバリック(2価ワクチン)、またはガータシル(4価ワクチン)である
⑥ 大豊町以外の市区町村から同種の補助を受けていない方

【償還払い申請期間】

令和4年6月1日～令和7年3月31日

問い合わせ先

地域福祉課 健康づくり班 津野・川田

浄化槽設置整備事業補助について

水質汚濁を防止するため、生活雑排水(台所、風呂、洗濯などの排水)と、し尿を合わせて処理する浄化槽を設置する人に、補助金制度があります。

【補助対象者】

申請者が居住するための住宅が対象で合併浄化槽を設置する、または単独浄化槽及び汲み取り槽から合併浄化槽へ転換を行う方です。

【浄化槽の維持管理】

浄化槽は微生物の働きで汚水を浄化するため、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理する必要があります。そのため、定期的な保守点検、清掃、法定検査が浄化槽法で義務付けられています。

◆補助金限度額 (1基当たり)

Table with 2 columns: 処理対象人員(人槽), 補助限度額. Rows: 5人槽 小家族住宅用, 7人槽 普通住宅用.

※国や県の補助事業のため、年度ごとの補助件数に限りがあります。設置を検討されている方は、お問い合わせください。

問い合わせ先

住民生活課 環境水道班 横山

投票所及び投票区の変更のお知らせ

7月10日執行の第26回参議院議員通常選挙から、左記のとおりとなります。投票所及び投票区が変更となりますので、投票の際は、ご注意ください。